

こ 成 事 第 1 2 0 号
令 和 7 年 2 月 2 6 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こ ども 家 庭 庁 長 官
(公 印 省 略)

令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、標記災害において適用することとしたので、各都道府県知事におかれては、本通知中、市区町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市区町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

なお、令和6年に発生した災害のうち本要綱の交付の対象とならない災害復旧事業については、令和5年7月20日こ成事第349号本職通知「児童福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」の別紙「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととする。

また、昭和37年法律第150号「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第3条第6号から第6号の2及び11号の2に掲げる事業ごとの施設であって、地方公共団体が設置する施設にあつては同法第4条第1項、第2項及び第3項により特別財政援助額が交付される災害復旧事業、又は地方公共団体以外の者が設置する施設にあつては同法第4条第5項により特別交付額が交付される災害復旧事業については、本要綱を適用せず、交付要綱及び別途通知する特別の財政援助に係る児童福祉施設等災害復旧費交付要綱により行うこととする。

別 紙

令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

第1 通 則

令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び「こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則」（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、本要綱の定めるところによる。

第2 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金

（交付の目的）

- 1 令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金（以下第2において「災害復旧費補助金」という。）は、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した次に掲げる施設であって、令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨により被害を受けた施設の災害復旧に関し、こども家庭庁長官に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。

（定 義）

- 2 第2において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園における学校としての教育を実施する部分（以下「学校教育部分」という。）、認定こども	学校施設	幼保連携型認定こども園（学校教育部分） 幼稚園型認定こども園（学校教育部分）	

業を行う事業所、同条第12項に基づく事業所内保育事業を行う事業所、同条第16項に基づく社会的養護自立支援拠点事業所、同条第18項に基づく妊産婦等生活援助事業所、同条第20項に基づく児童育成支援拠点事業所、同条第23項に規定する事業を行う事業所、同法第10条の2第1項に基づくこども家庭センター、認定こども園法第3条第1項に基づく認定及び同条第11項に基づく公示を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）において保育を実施する部分（以下「保育所機能部分」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に基づく特例保育を提供する施設であって、一日当たりの平均入所児童数が6人以上であるもの（以下「特例保育施設」という。）、同法第59条第1号に基づく利用者支援事業を行う事業所、母子保健法（昭和40	児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 児童自立生活援助事業所 子育て短期支援事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 社会的養護自立支援拠点事業所 妊産婦等生活援助事業所 児童育成支援拠点事業所 乳児等通園支援事業所 こども家庭センター 幼稚園型認定こ	ンター 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 里親支援センター	
--	--	---	--

年法律第141号) 第17条の2に基づく産後ケア事業を行う施設、「子育て支援のための拠点施設の設置について」(平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知)に基づく子育て支援のための拠点施設、「心身障害児総合通園センターの設置について」(昭和54年7月11日児発第514号厚生省児童家庭局長通知)に基づく心身障害児総合通園センター(以下「助産施設等」という。)	ども園(幼稚園と保育所機能部分の定員合計が20人以上の保育所機能部分(幼稚園部分と施設が一体的である場合を除く。)に限る。) 特例保育施設 利用者支援事業所 産後ケア事業を行う施設 子育て支援のための拠点施設 心身障害児総合通園センター		
③ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条及び「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」(平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知)に基づく母子・父子福祉施設	母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム	
④ 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援		

条第7項に規定する 障害児相談支援を行 う事業所	事業所		
⑤ 上記以外の施設で あって、当該施設に ついて国が当該施設 の設置及び運営につ いての基準を定めて おり、かつ、こども 家庭庁長官が特に整 備の必要を認めるも の	その他施設		

(交付の対象)

3 この補助金は、予算の範囲内で次の事業を交付の対象とする。

(1) 第2の4及び5に掲げる児童福祉施設等の災害復旧事業

(2) 別記1に定める事業

4 直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき告示された特定地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である③欄に定める設置者が設置する施設に係る災害復旧事業。

また、①欄に定める施設の種類ごとに②欄に定める設置根拠等により③欄に定める地方公共団体以外の者が設置する施設に係る災害復旧事業。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 学校教育部分関係 ア 幼保連携型認定こども園（学校教育部分）	認定こども園法第12条	認定こども園法第17条第1項に基づき認可を受けた者	7/12
イ 幼稚園型認定こども園（学校教育部分）	学校教育法第2条（認定こども園法第3条第1項の認定又は同条第11項の公示を受けたものに限る。）	認定こども園法第3条第1項に基づき認定を受けた者	7/12

		(指定都市、 中核市及び市 区町村を除 く。)	
(2) 助産施設等 ア 児童家庭支援センター	児童福祉法第35条第2項	都道府県又は 指定都市、中 核市若しくは 児童相談所設 置市	2 / 3
イ 児童厚生施設	児童福祉法第35条第2項	都道府県又は 指定都市、中 核市	1 / 2
ウ 児童相談所及び一時保 護施設	児童福祉法第12条又は第 12条の4	都道府県又は 指定都市若し くは児童相談 所設置市	2 / 3
エ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	都道府県又は 指定都市、中 核市若しくは 児童相談所設 置市	2 / 3
オ 児童発達支援事業所及 び放課後等デイサービス 事業所（中分類）	児童福祉法第34条の3第 1項	都道府県又は 指定都市、中 核市若しくは 児童相談所設 置市	2 / 3
カ 児童自立生活援助事業 所	児童福祉法第6条の3第1 項	都道府県又は 指定都市若し くは児童相談 所設置市	2 / 3
キ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第6条の3第3 項	指定都市又は 中核市	2 / 3

ク 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第34条の1第1項	指定都市又は 中核市	2／3
ケ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	指定都市又は 中核市	2／3
コ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は 指定都市若しくは児童相談所設置市	2／3
サ 小規模保育事業所、事業所内保育事業所	児童福祉法第34条の1第5項	指定都市又は 中核市	2／3
シ 社会的養護自立支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第16項	都道府県又は 指定都市若しくは児童相談所設置市	2／3
ス 妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第18項	都道府県又は 指定都市若しくは児童相談所設置市	2／3
セ 児童育成支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第18項	指定都市又は 中核市	2／3
ソ 乳児等通園支援事業所	児童福祉法第6条の3第23項	指定都市又は 中核市	2／3
タ こども家庭センター	児童福祉法第10条の2	指定都市又は 中核市	2／3
チ 幼稚園型認定こども園 (保育所機能部分)	学校教育法第2条（認定こども園法第3条第1項の認定又は同条第11項の公示を受けたものに限る。）	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	2／3
ツ 特例保育施設	子ども・子育て支援法第3	指定都市又は	2／3

	0 条第 1 項第 4 号	中核市	
テ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第 5 9 条第 1 号	指定都市又は 中核市	2 / 3
ト 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第 17 条の 2	指定都市又は 中核市	2 / 3
ナ 子育て支援のための拠点施設	「子育て支援のための 拠点施設の設置について」 (平成 11 年 1 月 7 日児発 第 14 号厚生省児童家庭局 長通知)	指定都市又は 中核市	2 / 3
ニ 心身障害児総合通園センター	児童福祉法第 35 条第 2 項 又は第 3 項及び「心身障害 児総合通園センターの設置 について」(昭和 54 年 7 月 11 日児発第 514 号厚 生省児童家庭局長通知)	都道府県又は 指定都市、中 核市若しくは おおむね人口 20 万人以上 の市	2 / 3
(3) 母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福 祉法第 38 条及び「母子・ 父子福祉施設の設備及び運 営について」(平成 26 年 9 月 30 日厚生労働省発雇 児 0930 第 4 号厚生労働 事務次官通知)	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1 / 2
(4) 母子・父子休養ホーム	母子及び父子並びに寡婦福 祉法第 38 条及び「母子・ 父子福祉施設の設備及び運 営について」(平成 26 年 9 月 30 日厚生労働省発雇 児 0930 第 4 号厚生労働 事務次官通知)	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	1 / 2
(5) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第 34 条の 3 第 1 項	都道府県又は 指定都市、中 核市若しくは 児童相談所設 置市	2 / 3

(6) その他施設	別途子ども家庭庁長官が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2 から 2 / 3 まで
-----------	-------------------	-------------------	-------------------

- 5 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により特定地方公共団体である③欄に定める市区町村が設置する施設に係る災害復旧事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

また、①欄に定める施設の種類ごとに②欄に定める設置根拠等により③欄に定める地方公共団体以外の者が設置する施設の災害復旧事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 助産施設等 ア 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア) 中核市（助産施設及び母子生活支援施設を除く。） 又は市区町村（指定都市又は中核市を除く市区町村及び特別区。以下本表において同じ。ただし、本表（1）のアの（ア）、イの（ア）、クの（ア）及びシの（ア）については児童相談所設置市を除く。）	予算措置	都道府県	5 / 6 （児童家庭支援センターに限る。）	4 / 5 （児童家庭支援センターに限る。）
		(イ) 社会福祉法人又は日本赤	児童福祉法第56	都道府県又は指定	5 / 6	7 / 10 （児童家庭

		十字社、公益 社団法人、公 益財団法人、 一般社団法人 若しくは一般 財団法人	条の2第 1項	都市、中 核市（助 産施設及 び母子生 活支援施 設に限 る。）若 しくは児 童相談所 設置市		支援センタ ーにあって は、4／ 5)
イ 保育所	児童福祉法 第35条第 4項	児童福祉法第 35条第4項 に基づき認可 を受けた者	予算措置	都道府県 又は指定 都市、中 核市若し しくは児 童相談所 設置市	5／6	7／10
ウ 幼保連 携型認定 こども園 （保育実 施部分）	認定こども 園法第12 条	認定こども園法 第17条第1項 に基づき認可を 受けた者	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し しくは中 核市	5／6	7／10
エ 児童厚 生施設	児童福祉法 第35条第 3項又は第 4項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法 人又は公益社 団法人、公益 財団法人、一 般社団法人若 しくは一般財 団法人	予算措置	都道府県	3／4	2／3
			児童福祉 法第56 条の2第 1項	都道府県 又は指定 都市若し しくは中 核市	3／4	2／3
オ 障害児 入所施設 （中分 類）	児童福祉法 第35条第 4項	社会福祉法人、 日本赤十字社、 公益社団法人又 は公益財団法人	児童福祉 法第56 条の2第 1項	都道府県 又は指定 都市、中 核市若し しくは児 童相談所設	5／6	7／10

カ 児童発達支援センター (中分類)	児童福祉法 第35条第4項	社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人及び営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）。	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	5／6	7／10
キ 職員養成施設	児童福祉法 第35条第10項	市区町村	予算措置	都道府県	5／6	4／5
ク 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（中分類）	児童福祉法 第34条の3第2項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	5／6 5／6	4／5 4／5
ケ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法 第6条の3第1項	(ア) 中核市又は市区町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	5／6 5／6	4／5 4／5
コ 子育て短期支援事業所	児童福祉法 第6条の3第3項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定	5／6 5／6	4／5 4／5

				都市若しくは中核市		
サ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第34条の11第1項	(ア) 市区町村 (イ) 児童福祉法第34条の11第1項に基づき地域子育て支援拠点事業を実施する社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	5／6 5／6	4／5 4／5
シ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	5／6 5／6	4／5 4／5
ス 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	(ア) 中核市又は市区町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	5／6 5／6	4／5 4／5
セ 小規模保育事業所、事業所内保育事業所	児童福祉法第34条の15第1項又は第2項	(ア) 市区町村 (イ) 児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けた者	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	5／6 5／6	4／5 4／5

リ 社会的 養護自立 支援拠点 事業所	児童福祉法 第6条の3 第16項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法 人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	5／6 5／6	4／5 4／5
タ 妊産婦 等生活援 助事業所	児童福祉法 第6条の3 第18項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法 人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	5／6 5／6	4／5 4／5
チ 児童育 成支援拠 点事業所	児童福祉法 第6条の3 第20項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法 人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	5／6 5／6	4／5 4／5
ツ 乳児等 通園支援 事業所	児童福祉法 第6条の3 第23項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法 人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	5／6 5／6	4／5 4／5
テ こども 家庭セン ター	児童福祉法 第10条の2	市区町村	予算措置	都道府県	5／6	4／5
ト 幼稚園 型認定こ	学校教育法 第2条（認	(ア) 市区町村	予算措置	都道府県	5／6	4／5

ど も 園 (保育所 機 能 部 分)	定こども園 法第3条第 1項の認定 を受けたも のに限 る。)	(イ) 認定こども 園法第3条第 1項に基づき 認定を受けた 者(指定都 市、中核市及 び市町村を除 く。)	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	5/6	4/5
ナ 特例保 育施設	子ども・子 育て支援法 第30条第 1項第4号	市区町村	予算措置	都道府県	5/6	4/5
ニ 利用者 支援事業 所	子ども・子 育て支援法 第59条第 1号	(ア) 市区町村 (イ) 子ども・子 育て支援法第 59条第1号 に基づく利用 者支援事業を 実施する社会 福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	5/6 5/6	4/5 4/5
ヌ 産後ケ ア事業を 行う施設	母子保健法 第17条の2	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法 人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	5/6 5/6	4/5 4/5
ネ 子育て 支援のた めの拠点 施設	「子育て支 援のための 拠点施設の 設置につい て」(平成 11年1月 7日児発第 14号厚生	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法 人又は公益社 団法人、公益 財団法人、一 般社団法人若 しくは一般財	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	5/6 5/6	4/5 4/5

	省児童家庭 局長通知)	団法人等（放 課後児童クラ ブに限る。）				
(2) 母子・ 父子福祉 センター	母子及び父 子並びに寡 婦福祉法第 38条及び 「母子・父 子福祉施設 の設備及び 運営につい て」（平成 26年9月 30日厚生 労働省発雇 児0930 第4号厚生 労働事務次 官通知)	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法 人又は日本赤 十字社、公益 社団法人、公 益財団法人、 一般社団法人 若しくは一般 財団法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4 3／4	2／3 2／3
(3) 母子・ 父子休養 ホーム	母子及び父 子並びに寡 婦福祉法第 38条及び 「母子・父 子福祉施設 の設備及び 運営につい て」（平成 26年9月 30日厚生 労働省発雇 児0930 第4号厚生 労働事務次 官通知)	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法 人又は日本赤 十字社、公益 社団法人、公 益財団法人、 一般社団法人 若しくは一般 財団法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4 3／4	2／3 2／3
(4) 居宅訪 問型児童 発達支援 事業所、 保育所等 訪問支援 事業所及	児童福祉法 第34条の 3第2項	(ア) 市区町村 (イ) 社会福祉法 人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市、中 核市若し	5／6 5／6	4／5 4／5

び障害児 相談支援 事業所				くは児童 相談所設 置市		
(5) その他 施設	別途こども 家庭庁長官 が定める基 準等	(ア) 市区町村 (イ) その他こど も家庭庁長官 が認めた者	予算措置 等 予算措置 等	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4 から 5/6 まで 3/4 から 5/6 まで	2/3 から 4/5 まで 2/3 から 4/5 まで

- 6 災害復旧費補助金は、災害復旧費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。
- (1) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園以外の施設に係る土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）
 - (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
 - (3) 職員の宿舎に要する費用
 - (4) 2の表の区分②の心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に係る門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用。
 - (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
 - (6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
 - (7) その他災害復旧費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

- 7 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園で直接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1 の第 2 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4 の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表 1 の第 1 欄に定める基

準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類ごとの額に、4の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園で間接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 5の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額に、5の表の⑥欄に定める補助率を乗じて得た額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類ごとの額に、5の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(3) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園以外の施設で直接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表2の第1欄に定める基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類ごとの額に、4の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(4) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園以外の施設で間接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 5の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表2の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額に、5の表の⑥欄に定める補助率を乗じて得た額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類

ごとの額に、５の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

- ８（３）交付要綱第２の８の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、本要綱を適用せず、交付要綱により行うこととする。

(交付の条件)

- ９ 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

（ア）建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

（イ）建物の設置場所の変更

（ウ）入所定員又は利用定員

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

オ 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額０円の場合を含む。）は、別紙８の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、地方厚生（支）局長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に納付しなければならない。

ク この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙7の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、地方公共団体以外の者にあつては、前記の調書に替えて事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ケ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

ス 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対して、この間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、アからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「地方厚生（支）局長」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市」と、「別紙8」とあるのは「別紙9」とそれぞれ読み替えるものとする。

セ スにより付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

ソ 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

タ 市町村又は社会福祉法人等がスにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請手続)

10 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 4の表の①欄に定める(1)学校教育部分関係について、適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合。

ア 補助事業者は、別紙1による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、とりまとめのうえ、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(2) (1)以外の場合

補助事業者は、別紙1又は2の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

(1) 4の表の①欄に定める(1)学校教育部分関係について、適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合。

ア 補助事業者は、別紙3による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、とりまとめのうえ、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(2) (1)以外の場合

補助事業者は、別紙3又は4の様式による報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(その他)

12 特別の事情により7、10、11に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、次により行わなければならない。

(1) 4の表の①欄に定める(1)学校教育部分関係について、適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合。

ア 補助事業者は、別紙5の様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、とりまとめのうえ、別途指示する期日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(2) (1)以外の場合

補助事業者は、別途指示する期日までに別紙 5 又は 6 の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行うものとする。

別表 1

算 定 基 準
(幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の場合)

1 基 準 額	2 対 象 経 費
こども家庭庁長官に協議して承認を得た額	幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園における施設及び教員住宅（「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」（平成 18 年 7 月 13 日付け文部大臣裁定。以下、「運用細目」という。）及び「文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項について」（昭和 59 年 9 月 7 日付け 59 教施第 23 号 平成 19 年 5 月 31 日最終改正。以下、「申合せ事項」という。）に定める定義を参照すること（ただし、算出方法は除く）。）の災害復旧に必要な工事費又は工事請負費（「運用細目」に定める定義を参照すること）及び工事事務費（工事事務費は、次のア及びイの 2 つの別があるものとする。） ア 工事施工のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6％に相当する額を限度とする） イ 都道府県事務費及び設置者事務費（運用細目に定める定義を参照すること。その額は工事費又は工事請負費に 100 分の 1 を乗じて算定することとする）
こども家庭庁長官に協議して承認を得た額	幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の災害復旧（応急仮設施設整備に限る。）に必要な費用（「公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱」（昭和 62 年 6 月 25 日付け文部大臣裁定。以下、「交付要綱」という。）の別記 1 及び申合せ事項を参照すること。なお、交付要綱の別記 1 における用語の定義については、「運用細目」及び「申し合わせ事項」を参照すること（ただし、算出方法は除く）。）

別表 2

算 定 基 準
(児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園を除く）の場合)

1 基 準 額	2 対 象 経 費
こども家庭庁長官に協議して承認を得た額	児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園を除く。）の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）
こども家庭庁長官に協議して承認を得た額	児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園を除く。）の災害復旧（応急仮設施設整備に限る。）に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別記 1

借用土地等災害復旧事業実施要領

1 補助対象事業

補助対象事業は、自然災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となった幼保連携型認定こども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）の設置者が維持管理の責任を有する借用土地及び借用施設（以下「借用土地等」という。）の災害の復旧とする。

2 補助対象となる土地等

補助対象となる土地等は、災害を受けた幼保連携型認定こども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）の用に供される借用土地等であって、維持管理が当該学校の設置者の責任であることが証明できるものとする。

3 国庫補助額

国庫補助額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第 2 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 別紙第 2 の 4 の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第 1 欄に定める基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類ごとの額に、別紙第 2 の 4 の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

別表

算 定 基 準
(借用土地等災害復旧事業の場合)

1 基 準 額	2 対 象 経 費
こども家庭庁長官に協議して承認を得た額	(1) 本工事費 本工事費は、借用土地等の災害の復旧に要する工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費を含むものとする。 (2) 附帯工事費 附帯工事費は、本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。 (3) 設備費 設備費は、教育活動を行う上に必要な校具、教材、机、椅子等の費用とする。 (4) 事務費 事務費は、本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額に 100 分の 1 を乗じて算定する。

※対象経費の用語の定義については、「運用細目」及び「申し合わせ事項」を参照とすること（ただし、算出方法は除く）。